

船舶インシデント調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年9月11日 04時30分ごろ
発生場所	北海道根室市納沙布岬東北東方沖 色丹島灯台から真方位074° 37.4海里付近 （概位 北緯44° 00.0′ 東経147° 45.0′）
インシデントの概要	漁船第十八欣栄丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年1月15日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十八欣栄丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-20409（漁船登録番号）、丸五漁業有限会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 機関長、五級海技士（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか4人が乗り組み、平成29年9月10日13時00分ごろ根室市花咲港を出港し、21時00分ごろ漁場に到着してさんま棒受網漁の操業中、潤滑油圧力低下警報が鳴ったので、主機を停止して潤滑油を補給したところ警報が止まり、操業を継続した。</p> <p>本船は、操業を終え、沖泊まりの適地を探索しながら納沙布岬東北東方沖を航行中、11日04時30分ごろ主機から異音及び黒煙が発生し、主機が停止した。</p> <p>本船は、直ちに点検及び復旧作業が開始されたが、主機が始動できず、付近を航行中の漁船にえい航されて花咲港に帰港した。</p> <p>本船は、帰港後、機関整備業者が主機の点検を行ったところ、6気筒のうちの1番シリンダのピストン及びシリンダライナの焼損、潤滑油ポンプ出口管フランジ溶接付近の折損などが判明した。</p>
分析	<p>本船は、納沙布岬東北東方沖を航行中、主機の潤滑油ポンプ出口管フランジ溶接付近が折損したことから、潤滑油が流出し、潤滑油圧力が低下してピストンの冷却及び潤滑が阻害され、1番シリンダのピストン及びシリンダライナが焼き付いて主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機の潤滑油ポンプ出口管フランジ溶接付近が折損した状況について</p>

	ては、明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、納沙布岬東北東方沖を航行中、主機の潤滑油ポンプ出口管フランジ溶接付近が折損したため、潤滑油が流出し、潤滑油圧力が低下してピストンの冷却及び潤滑が阻害され、1番シリンダのピストン及びシリンダライナが焼き付いて主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。